

防犯カメラの設置を補助します



京都市では、平成26年に京都府警察と締結した「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の一環として、地域の皆様による、犯罪の抑止を目的とする防犯カメラの設置に対し、経費の一部を補助いたします。

対象となる団体

自治連合会や町内会などの地域団体

以下の4つの要件を全て満たす団体が補助の対象です。

- ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
- ② 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること
- ③ 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること
- ④ 規約、代表者を決めていること

補助の内容

設置経費の9割以内（上限あり）

設置経費とは、機器購入費、工事費等の導入時の経費です。

- ◆ 1つの地域団体につき5台を上限とします。
- ◆ 1台当たりの上限は20万円です（自立柱を新設する場合は22万5千円）。
- ◆ 維持管理費（ランニングコスト）は補助対象外です。
- ◆ 必要な条件を守って運用していただく必要があります。

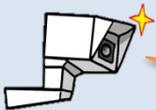
補助には申請が必要です。まずは御相談ください。

（裏面に必要な書類例を掲載しています。）

〔問合せ・申請先〕 お住まいの地域の区役所・支所の地域力推進室が窓口です。

北 区役所地域力推進室 (075-432-1208) 上京区役所地域力推進室 (075-441-5029) 左京区役所地域力推進室 (075-702-1029)
中京区役所地域力推進室 (075-812-2426) 東山区役所地域力推進室 (075-561-9114) 下京区役所地域力推進室 (075-371-7164)
南 区役所地域力推進室 (075-681-3417) 右京区役所地域力推進室 (075-861-1264) 西京区役所地域力推進室 (075-381-7197)
洛西 支所地域力推進室 (075-332-9318) 伏見区役所地域力推進室 (075-611-1144) 深草 支所地域力推進室 (075-642-3203)
醍醐 支所地域力推進室 (075-571-6105)

山科区では、別途、スケジュールを設けて取り組みますので、山科区役所地域力推進室 (075-592-3088) までお問い合わせください。



「京都市 防犯カメラ設置促進補助」で検索してください。

申請期間：平成31年4月1日（月）～6月28日（金）必着

- 受付期間中に申請がない場合は、補助を受けることができません。
- 申請時において、既に設置されている防犯カメラは補助の対象になりません。
- 申請書等は、上記の申請先に提出してください。
- 予算を超える申請があった場合は補助できない場合があります。※選定があります。先着順ではありません。
- 交付の可否は、9月末頃までに文書でお知らせする予定です。

補助金申請に関する注意事項

申請時の提出書類

申請には様々な書類が必要となります。補助制度について詳しく御説明いたしますので、まずは各区役所・支所の担当までお問い合わせください。

【申請に必要な書類】

※ 以下は一例です。条件により異なります。

- 所定の申請書
- 複数業者からの予算書（見積書）等
- 防犯カメラの仕様書・カタログ等
- 付近見取図・配置図
- 設置場所の現況写真
- 地域団体の規約
- 役員名簿
- 地域団体が防犯カメラの設置を決定したことを証する書類（議事録の写し等）

申請時に既に設置されている防犯カメラは補助の対象になりません！

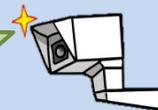
有効画素数100万画素以上である等、一定基準以上の仕様の防犯カメラが補助対象です。

よくある質問（Q&A）



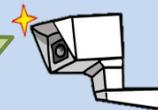
どんな目的で設置するカメラが補助の対象になるの？

痴漢や不審者等、犯罪抑止対策のために設置するカメラが補助対象です。不法投棄や、私有財産の管理目的は補助対象外です。



カメラはどこに設置したらいいの？

民家の壁面等、民間所有地に設置することが原則ですが、設置が困難なときは、電柱に設置したり（別途共架料等が必要）、自立柱を建柱して取り付けることができます。



どこを撮影するカメラでも補助対象になるの？

道路や公園等、不特定多数の人が利用する場所を撮影するカメラが補助対象です。民家の敷地内等、特定の人しか利用しないエリアを撮影する場合は補助対象外です。



申請したら、必ず補助金交付される？

予算を超える多数の申請があれば、交付できない場合があります。（※選定を行います。先着順ではありません。）
犯罪の発生するリスクが大きい場所へ設置するカメラ、通学路等子どもの安全のために設置するカメラを優先して選定します。



その他、特に気をつけるべきことはない？

運用の際は、京都府の定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、プライバシーの保護等に十分配慮した適切な管理・運用に努めるようお願いします。

